

【取扱い厳重注意】

平成23年8月11日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 岡田 幸大

平成23年8月11日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院 大村哲臣電力安全課長

2 聴取日時

平成23年8月11日午後14時から同日午後14時30分まで

3 聴取場所

経済産業省別館地下会議室

4 聴取者

事故調査委員会事務局 岡田幸大

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

低濃度汚染水の海洋放出について
別紙のとおり

第3 特記事項

特になし

【取扱い厳重注意】

別紙

1 被聴取者の立場

私、大村は、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）電力安全課の課長である。4月4日時点では現地対策本部の総括班長だった。総括班の業務は、現地対策本部全体の情報共有や、他の班（住民安全班、放射能班等）の担当ではない雑多な案件の処理、本部長への報告などである。

2 4月4日の状況

私が低濃度汚染水の海洋への放出（以下「海洋放出」という。）について最初に知ったのはいつ時点だったのかはよく覚えていない。4月4日の昼近くの午前中に、片山企画調整課長から電話があり、4日の午後にも海洋放出が実施されるかもしれないという連絡を受けた。その時点で海洋放出ということについての認識はなかったように記憶しているが、まったくの初耳で驚いたというわけではなかったと思う。おそらくそれ以前に何か関連する情報を知らされていたのかもしれない。なお、4日の朝の統合本部会議は、現地対策本部はテレビ会議システムでつながっており、見られるようになっているが、私は他の仕事で忙しく、見ていなかった。本部長又は副本部長は出席したと思われるので、本部長又は副本部長から会議で出た話について私に情報提供があったのかもしれない。

海洋放出について片山課長から連絡を受けた際、個人的な印象としては、海洋放出という措置は合理性はあると感じた。理由としては、人体への影響が極めて保守的に見積もっても0.6mSv/yだったため。

その後、午後すぐぐらいに再度片山課長から電話があり、海洋放出する方向になったので、地元自治体にFAX連絡してくれと言われた。資料はそのあと送られてきたが、当時、現地対策本部には送信も受信も1回線しかなかったため、打ち出しが終わるまでかなり時間がかかったと記憶している。

また、海洋放出についての情報提供は初めてだったため、送付先の自治体が決まっていなかった。結局、福島県内の海に面した自治体に送付することとした。送付先の自治体リストは緊急時対応センターに確認してもらった。さらに、自治体の連絡先リストは持っていたものの、そこに記載されている番号等が正しいかどうかは不明だったため、その確認にも時間がかかった。なお、自治体への連絡は何か計画や取り決めに基づくものではない。片山課長からは、明確な取り決め等に基づくものではなく、自治体と継続的に良好な関係を構築するためにやってくれと言われた。

連絡先の選定、確認等の送信準備が整ってから送信を開始した。時間は覚えていないが、15時か15時半頃だったのではないかと思う。現地対策本部には1回線しかないことから、1回の送信で1自治体にしか送れない上、1回の送信自体も時間がかかるため、8自治体への送信が終わったのは夕方だったように記憶している。実際の送信作業は、総括班の米山という者が行った。